

議案第百十一号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「第六条第二項中」の下に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、
「を」、「総数」と、「の下に」「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、
「を加える。」

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和五年内閣府令第六十七号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。